

MT を売主とした売買条件

本売買条件（「本条件」）は、**Momentive Performance Materials Quartz, Inc. d/b/a Momentive Technologies** およびその子会社および関連会社（**Momentive Technologies (Shanghai) Limited Company**、**Momentive Technologies Wuxi Co., Ltd.**、**Momentive Technologies SH GmbH**、**Momentive Technologies Japan K.K.**、**Momentive Technologies Aomori K.K.**、**Momentive Technologies Korea Ltd.**、および **Momentive Technologies Taiwan Limited Company** を含み、これらに限定されません）（総称して「売主」）が買主（以下「買主」）に販売する製品（以下「製品」）に適用される。売主および買主両者を合わせて「両当事者」といい、個別には「当事者」という。

1. 適用条件

- 1.1 買主に対する売主のすべての販売は、その発注手段が書面による発注書、電子的手段、電話、またはその他の手段のいずれであっても、以下を条件とするものとする：(a)(i) 買主と売主との間で正式な契約がその時点で有効であり、当該の売買に適用される場合（「売買契約」）、当該販売契約（当該販売契約内の本条件と矛盾する条項を含む）が適用され、優先するものとし、その他の点では、本条件が適用される、あるいは(ii) 正式な契約が有効でない場合、本条件がてきようされる、ならびに (b) 売主が受領した買主の注文書で指定された製品の説明および数量、ならびに (a) および (b) を買主と売主の間の完全な契約とする。
- 1.2 安全かつ有効な使用を推進するために、すべての製品は買主の使用または消費のみを目的として提供される。また、買主による当該製品の再販またはそれ以外の譲渡は禁止され、本条件の重大な違反を構成する。本条件は、買主と売主との間の書面による合意によってのみ修正することができる。売主から製品を購入することにより、買主は本条件への合意を確認し、買主が別の様式での合意もしくは条件、または本条件に対する修正を売主に送付し、売主が書面での同意を行わない場合であっても、本条件が適用されることに合意する。製品の販売に対し、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されない。

2. 価格決定、注文書

- 2.1 製品価格は、その時点で有効な売買契約が存在する場合は、それにより決定される。売買契約が存在しない場合、出荷時点で有効な売主の定価により決定される。
- 2.2 すべての価格は、受渡日時点に売主によって適用される付加価値税、販売税、利用税、物品税、関税、諸税、徴税、類似の課徴金、特別運送費用、カスタマイズ包装、解体、タックバック、廃棄物の適切なリサイクル、廃棄、およびそれ以外に関わる費用、ならびにそれ以外で買主が支払う金額に対して政府当局によって課される類似の種類の税金、関税、および料金を含まない。また、売主は、買主の要求による、出荷に関する用紙への記入について追加料金を課する権利を有する。買主は当該のすべての料金、費用、税金の責任を負うものとする。ただし、売主の所得、収入、総収入、人的資産、物的動産、個人資産、またはその他資産に対し、またはそれらに関して課される税金の責任を負わないものとする。
- 2.3 見積で別段の定めがない限り、売主による書面による見積は、見積日の 30 日後に自動的に無効となるものとする。売主が、製品に関し、一般価格および業界固有価格の値上げを行った場合、30 日間の有効期限内である当該製品のすべての見積、および価格調整発効日に確認済みであるものの出荷されていない当該製品に対するすべての注文について、しかるべく、値上げが行われるものとする。
- 2.4 既存注文に対する変更は、売主の承諾を得ることを条件としており、日程変更および/または注文変更が 1 個当たりの価格の上昇につながる可能性がある。カスタム製品の注文はキャンセル不可能とする。既存注文のキャンセルは、書面による売主の事前承諾を得ること、および売主に発生した費用（人件費および売主が使用できない原料の費用や経費を含む）の買主による払い戻し

に加えて 30%の返品手数料の支払いを条件とする。当該の発生費用は売主が決定し、買主に書面にて通知されるものとする。

2.5 原材料価格調整

2.5.1 価格調整メカニズム。半導体および先端材料業界に影響を与える原材料市場の変動により、売主は原材料コストの大幅な変動を反映するために製品価格を調整する権利を留保する。

2.5.2 通知および文書。売主は、本条項に基づく価格調整について、買主に対し少なくとも 15 日前までに書面で通知するものとする。かかる通知には、原材料費の増加を裏付ける合理的な文書（業界指標、仕入先請求書（機密情報は編集済み）、その他の関連市場データなど）が含まれるものとする。

2.5.3 注文への適用。価格調整は、(i) 調整の発効日以降に行われた新規注文、(ii) 通知日から 30 日以上後に配送予定日が設定されている既存の注文、および(iii)通知日以降に配送される残数量に関する長期契約または一括注文に適用される。

2.5.4 交渉期間。価格調整通知を受領した場合、買主は当該調整について誠意をもって交渉することを請求できる。かかる請求は、通知受領後 7 日以内に書面で行わなければならない。交渉中、売主は当初の通知日から 30 日を超えて、調整前の価格で製品を出荷する義務を負わない。

2.6 検査、修理、交換、またはそれ以外の理由であっても、売主の事前承諾なしに、製品を売主に返品してはならない。製品および部品は、売主の指示に従い、完全に識別可能な新品または新品同様の状態で返品しなければいけない。そうでない場合は、当該発送の受入れが行われない可能性がある。全返品は、別段の指示のないかぎり、FCA（運送人渡し）で売主の指定場所まで送付しなければならない（Incoterms 2020 に準じる）。保証外の理由により製品を返品する許可を得た場合、30%の返品手数料および全追加配送費が適用される。

3. 出荷条件および納品

3.1 売主による書面による合意がない限り、出荷はすべて、指定仕向地港への CIP（運送人渡し、Incoterms 2020 で定義されている）で行われるものとする。製品の損失または破損に関するリスクは、当該製品を商業輸送業者または出荷担当に指名された団体に最初に届けられた時点で、売主から買主に移転する。売主は、該当する場合、利子および料金を含む全請求金額を売主が受領するまで、買主に届けられるすべての部品および製品に対する権限および担保を保持するものとする。すべての受渡日は見積日にすぎず、時間は重要ではない。買主は、受渡数量の最大 10%までの変動が買主にとって許容範囲であり、注文の履行を構成するものとする点に合意する。

3.2 本書に特に指定のない限り、製品納品後の 30 暦日以内に買主により受入れがなされたとみなされるものとする。ただし、その期間において、買主が受入れを行わない理由について書面にて売主に通知した場合を除く。上記にかかわらず、買主、その代理店、従業員、または顧客による製品の使用は買主による製品の受入れに該当するものとする。

4. 支払い条件

4.1 支払いは、請求日後 30 日以内に米ドルにて全額を支払うものとする。当該 30 日の支払期限内に買主が売主に支払いを行わなかった場合、期日を経過した金額に関し、月当たり 1.5%の利率または適用法により許可されている最大限の利率のいずれか低い方の利率による利息を含む売主の回収費用（合理的な弁護士費用および法定費用を含むが、これらに限定されない）を買主が支払うものとする。

4.2 本契約上の義務に買主による不履行があった場合、買主が破産申請をした場合、または買主が支払不能であると売主が合理的に考える場合、売主は、売主の裁量により、適用法の下で売主が有するその他の権利または救済を損なうことなく、(i) 買主からの支払いを全額受けるまで、買主への製品の出荷（全発注書の分納を含む）を停止もしくは保留する、または履行を中止する、

(ii) 買主から受領する新規発注書を拒否する、(iii) 再利用可能な包装の所有権を保持する、および/または (iv) 全額支払いを受けるまで、今後の製品出荷について前払いを求める権利を有する。買主は、売主の違反、破産、またはその他の理由であるかを問わず、売主に対する請求または紛争の相殺を理由として、期限が到来して支払義務が発生している金額の支払いを差し止めることはできないものとする。

- 4.3 売主からの書面による要求がある場合、買主は、売主が買主の信用力を審査および確認するために随時必要となる、その時点のすべての財務情報を売主に提供するものとする。買主は、買主の反訴が管轄裁判所の確定審決により確定された場合、または異議なしとされた場合を除き、請求で相殺する権利は持たず、支払いを差し止めるまたは保留する権利を持たない。

5. 品質および監査

- 5.1 売主は、その製品およびサービスに関し、適切かつ一般に認められた品質保証システムを維持するものとする。買主は、自己の費用負担で、双方が合意した日付に、少なくとも 3 週間前に書面で事前通知を行うことにより、暦年につき 1 回を超えない回数で、売主の施設の品質保証システムについて本契約に基づくその存在と適用に関連して監査を行うことができる。

5.2 売主は、製品の品質上の欠陥または説明との重大な相違について、当該欠陥または相違が以下に起因する範囲においては、責任を負わないものとする。(i) 買主が製品の保管、試運転、設置、使用および保守に関する売主の口頭または書面による指示に従わなかったこと、または製品に関する適正な取引慣行に従わなかった。(ii) 売主が買主から提供された設計、仕様または指示に準拠していなかった。(iii) 売主の書面による同意なしに買主が行った改造または修理。(iv) 通常の使用による損耗、故意の損傷、過失または異常な保管条件。(v) 製品が適用される法定または規制要件に準拠するように行われた変更。(vi) 買主が本条件に基づく義務を遵守しなかった。

5.3 買主が、上記第 5.2 項に定める理由以外の理由により生じた欠陥または説明との重大な相違を理由に製品を拒否した場合、買主は売主に対し、拒否された製品の修理または交換を要求するか、または売主に対し、拒否された製品の返品を受け入れ、購入代金全額を返金するよう要求する権利を有する。売主は、買主の要求に応じた後は、当該製品の欠陥または相違について、買主に対してそれ以上の責任を負わないものとする。

5.4 本条件は、売主が買主に提供する修理済みまたは交換済みの製品に適用されるものとする。

6. 制限付き保証

売主は買主に、12 カ月の間、買主に販売したすべての製品について、第三者による所有権の申し立てがないこと、ならびに製造時点で有効な売主の仕様、または買主および売主により書面により明示的な合意がなされたとみなされるそれ以外の仕様に実質的に適合する点を保証するものとする。買主は、買主による製品受領後、速やかに、破損、欠陥、または不足について全製品を検査するものとする。買主は、買主がすべての非適合製品について書面で売主に速やかに通知しない限り、製品を受入れたとみなされる。仕様への適合に関する試験の条件は双方の合意が必要であり、売主は、すべての当該試験について書面にて通知を受け、立ち会うことができるものとする。買主は、(i) 売主による出荷日から 6 か月、または (ii) 適用される、売主が設定した「使用日のいずれか早い日を終了日とする期間中、製品が上記の保証に適合しないと判断された場合の買主の唯一の救済は、売主の裁量に基づく売主による欠陥製品の修理および交換を要求することであることに合意する。売主の承認を受けるまで、買主は欠陥商品を返送しないものとする。本制限付き保証は、当初購入者にのみ付与され、製品の転得者または被譲渡人いずれに対しても譲渡または移転、および拡張することはできない。本保証は、商品性または特定目的への適合性に関する保証をすべて含む、書面または口頭の、法令、明示または黙示の他のすべての保証の代りとなる。

7. 製品仕様の変更または製造中止

- 7.1 売主は、いつでも買主への通知なく、製品の仕様、設計、材質、または構造を、製品の形状、適合性、または機能に重大な影響を与えない方法で修正または変更する権利（以下「重要でない変更」）を留保する。本条件において、「重要でない変更」とは、(i) 製品の性能、信頼性、または耐久性に重大な影響を与えない変更、(ii) 買主の設置、操作、または保守手順に重大な変更を必要としない変更、(iii) 製品の再認証または再適合性評価を必要としない変更、および (iv) 買主の機器またはプロセスとの適合性に重大な影響を与えない変更を意味する。
- 7.2 売主は、影響を受ける製品の出荷前に、重要でない変更について買主に通知するために商業的に合理的な努力を払うものとする。ただし、かかる通知を行わなかったとしても、本条件に違反するものではありません。買主は、重要でない変更を含む製品の納品を受け入れることにより、かかる変更を承諾し、かかる重要でない変更に関連する一切の請求権を放棄するものとする。
- 7.3 売主が非重大変更の範囲外の変更（以下「重大変更」）を行う場合、売主は独自の裁量により、(i) 在庫状況および価格調整を条件として、変更されていない製品を一定期間、買主に対して供給し続けること、(ii) 買主の要件を実質的に満たす代替製品を提供すること、または(iii) 買主と協力して重大変更を実施することを選択できる。本条件のいかなる条項も、売主に対し、重大変更を行わずに製品の製造または供給を継続することを義務付けるものではない。
- 7.4 売主は、独自の裁量により、買主に対し書面による通知（以下「販売中止通知」）を行うことにより、いつでも製品（以下「販売中止製品」）の製造、販売、またはサポートを中止する権利を留保する。販売契約に明示的に規定されている場合を除き、売主はいかなる期間においても製品の製造、販売、またはサポートを継続する義務を負わない。
- 7.5 製造中止通知後、購入者は、通知受領後 30 日以内に製造中止製品の最終的かつキャンセル不可の注文書（「最終購入注文書」）を発行できる。ただし、次の条件が適用される。(i) 数量は購入者の記録された平均過去購入数量を超えないこと。(ii) 販売者は、製造能力、材料の入手可能性、またはその他の制約に基づき、最終購入注文書を承諾、拒否、または変更する権利を留保すること。(iii) 価格は増加したコストを反映して調整できること。(iv) 購入者は、販売者が書面で別途合意しない限り、最終購入注文書を販売者が承諾してから 90 日以内にすべての製造中止製品の納品を受けること。
- 7.6 売主は、独自の裁量により、販売中止製品と実質的に同等の機能を持つと売主が判断する代替製品を提供することができる。ただし、売主は、代替製品が買主の機器、プロセス、または意図された用途に適合することについて、いかなる保証または表明も行わない。代替製品の適合性を判断する責任は買主が単独で負うものとする。
- 7.7 買主は、製品の廃止はビジネスの通常の一部であることを認め、廃止された製品が入手不可能なことから生じる契約違反、損失、損害、または費用に対する請求を含め、本条項に準拠する製品の廃止に関連するすべての請求を放棄する。

8. 請求の制限

上記の制限付き保証で合意されている範囲を除き、売主は、契約、保証、過失、または他の不法行為、厳格責任、またはその他の方法に基づくかを問わず、買主による製品の購入、所有、または使用から生じるいかなる損害に対しても責任を負わないものとする。売主は、派生的、間接的、特別、付随的、または懲罰的損害に対する責任を負わないものとする（逸失利益、装置停止時間、製品代替の費用、第三者からの賠償請求、または人身または財産への損害が含まれるが、これに限定されるものではない）。本制限は、救済が本質的目的を果たせないことが判明した場合にも適用される。いかなる場合も、本条件から生じるまたは関連する売主の賠償責任総額は、契約違反、不法行為（過失を含む）、またはその他により生じるまたは関連するかを問わず、本契約に基づき販売された製品について、売主に支払われた金額の合計を超えるものではない。

9. 助言およびその他のサービス

買主は、売主が売主の製品を利用して製造された製品の設計、試験、または表示を管理しないこと、ならびに、買主は、製品のいかなる目的への適合性についても、買主によりまたは買主のためになされた表明や宣言に依存しないこと、または売主の製品カタログまたはウェブサイト（売主により提供された設計支援またはその他サービスを含む）から得た助言、提案または情報に依存しないことに同意するものとする。買主は、買主が意図する用途、変更または加工の適合性に関し、独自の判断を形成するに十分な試験と調査を製品について行っており、売主の助言、記述、情報、サービスまたは提案に基づくいかなる請求も売主に対し申し立てず、本項をもってその権利を放棄するものとする。

10. 補償

- 10.1 買主は、以下から生じる、またはそれによって生じるあらゆる損失、損害、責任、欠陥、請求、訴訟、判決、和解、利息、裁定、罰則、罰金、費用または経費（合理的な弁護士費用を含む、総称して「損失」）から、売主、その関連会社、承継人、譲受人、およびそれらの各役員、取締役、従業員、代理人（総称して「売主の補償対象者」）を防御し、補償し、免責するものとする。(i) 買主による製品の使用（売主の指示によるか否かを問わない）、(ii) 買主または買主の代理人による製品の修正、改変、または改造、(iii) 本条件の第1条第2項に違反する買主による製品の再販または配布、または (iv) 買主の過失、故意の不正行為、または本条件への違反。売主は、かかる請求を知った場合、速やかに買主に通知するものとする。本契約に基づく買主の補償義務は、本条件の他の条項に定める責任制限規定によって制限されるものではない。この補償義務は、売主と買主の関係が終了または満了した後も存続するものとする。

11. 知的財産権

- 11.1 製品の品目、設計または使用の可能性に関して売主が行ういかなる提案も、当該の品目、設計または使用についての特許またはその他の知的財産権に基づくライセンスを買主に付与するものではなく、買主が特許またはその他の知的財産権を侵害する可能性のある方法で製品を使用するよう推奨するものでもない。売主が買主に販売した形で、製品が、当該の販売が行われた管轄区域で第三者の特許またはその他の知的財産権を侵害しているという申し立てがある場合、(i) 売主が書面にて速やかに通達を受け、買主を防御するために必要なすべての情報、支援、権限を与えることを条件として、売主は当該の申し立てから買主を防御し、その結果として買主に対して最終的に生じたすべての損害と費用を支払う、ならびに (ii) かかる申し立ての対象となる製品が第三者の特許またはその他の知的財産権を侵害していると判決された場合、売主は、自己の選択および費用負担で、当該製品の使用を継続するための権利を取得するか、侵害がないように製品を修正するか、買主から当該製品の返品を受け入れ、本契約の購入金額を返金する。買主は、上記種類の申し立てを認識した場合、売主に書面にて速やかに通達し、当該申し立ての防御およびその解決のために必要なすべての情報、支援、および独占的な権限を売主に与える。上記は、知的財産権に関する売主の全義務についての記述である。
- 11.2 売主は、買主の仕様、設計、または指示に従って売主が製造した製品による第三者の知的財産権の実際または申し立てられた侵害から生じる売主に生じたあらゆる損失、費用、経費、請求、要求、訴訟、および判決について責任を負わず、買主は売主を補償し、免責するものとします。また、かかる侵害が買主の要求、変更、設計、または仕様への売主の準拠に起因する範囲においても免責するものとする。
- 11.3 買主は、本項により、買主に対して開示したすべての部品の設計、図面、仕様、およびそれ以外の情報が、買主または売主が買主に対して当該情報を提供する法的な許可を付与した第三者のいずれかに帰属すること、買主が売主に当該情報を開示する上で制限を受けないこと、ならびに当該の開示が買主が第三者に対して負う守秘義務への違反を構成しないことを保証する。すべて

の図面は、注文受諾前に買主のレターヘッドまたは買主に代行する法的権利を与えられた第三者のレターヘッドに記載する必要がある。

- 11.4 売主は、製品、および出荷済みの製品または製品に関連する情報の所有権を主張する。各当事者は、そのイラスト、図面、計算結果、およびその他の文書に関する所有権および著作権を留保する。本契約のいかなる条項も、いずれかの当事者の知的財産権を他方当事者に譲渡するものではない。図面および技術情報は、第 14 条第 1 項に定義される機密情報に該当し、いずれの当事者も、相手方の事前の明示的な書面による同意なしに、開示、複製、配布、または使用することはできない。

12. 契約の終了

- 12.1 本項に規定する終了に関するその他の権利を損なうことなく、以下の条件に基づき、書面による通知をもって、両当事者間の契約を随時終了することができる：

(a) 一方当事者に本契約に対する重大な違反があり、書面による当該違反の通知後 30 営業日以内に当該違反が是正されない場合、当該違反が合理的に判断して 30 営業日以内の是正対象とならない場合、または、当該違反当事者が違反を是正するために誠実な努力の継続を開始していない場合に、他方当事者によって。

(b) 一方当事者が業務を停止している場合、債権者の利益のために一括譲渡を行う場合、債務超過、自己破産、もしくは管財手続きの対象となる場合、またはその手続きの対象となった当事者に対して破産手続きまたは管財手続きが開始され、30 日以内に解除されない場合に、他方当事者によって。

13. 売主の管理を超えた事象

売主は、天災、政府機関の行為、買主の行為、テロ行為、戦争、内乱、世界的な健康問題（エピソードミック、パンデミック、または集団発生（COVID-19 ウィルス等）を含む）、労働争議やストライキ、火災、爆発、危険物質または有害物質の放出、必要な原材料、水道光熱、輸送手段、機械、またはサービスの入手不能、および類似/非類似の原因や事象を含むがこれに限らず、売主の合理的な管理を超えた原因や事象により本契約に基づく義務の履行（金銭の支払い以外）が不能となった、または商業的に非合理的となった場合、この責任を負わないものとする。

14. 秘密情報

- 14.1 「秘密情報」とは、（書面、口頭、電子的、またはその他の手段による通知であるかを問わず、直接または間接かを問わず）あらゆる非公開情報、機密情報、または専有情報（仕様、サンプル、パターン、設計、計画、図面、文書、データ、業務運営情報、顧客リスト、価格情報、値引または割戻情報、その他すべてのノウハウを含むがこれに限られない）、本条件および本条件で意図された取引、または関連する契約に関連する情報であり、「秘密情報」または「専有情報」という表示の有無を問わず、その性質から受領当事者のみに知られることを意図された、またはその他の方法で秘密情報とされている情報、ならびにいずれかの当事者とその当事者との間で秘密保持義務（事業取引および資金調達に関する）を有する関係性にある人物との事業取引および資金調達に関するあらゆる情報を意味する。

- 14.2 いずれの当事者も（関連企業、所有者、管理職、および従業員を含むがこれに限られない）、開示当事者の書面による事前の同意の有無を問わず、本条件に基づく自身の義務の適切な履行以外のいかなる目的のためにも、営業秘密やそれ以外の秘密情報を利用または開示せず、第三者に対して利用や開示を許可しないものとする。他方当事者の運営方法や事業に関連するか、他方当事者が直接または間接に受領または取得する可能性のある製品に関連するかは問わない。また、本条件が適用される取引に関して公表、通知、回覧を行わないものとする。この義務は、製品の取引完了以降 5 年間有効であり続けるものとする。売主からの要求がある場合、買主は (i) 売主から受領したすべての文書およびその他の資料（保有または管理下にあるすべての機密情報およ

びそのすべてのコピーを含む)を速やかに返却し、(ii) 機密情報を含むまたは反映するメモ、編集物、分析、その他の文書または電子ファイルを破棄または削除し、その破棄を売主に対して書面で確認するものとする。売主は、本節へのいかなる違反についても、差止請求を行う権利を有する。

14.3 開示当事者は、本条件に基づいて開示された秘密情報に依拠して受領当事者によりなされた誤記や落脱、または決定についての責任や義務を負わない。開示された秘密情報の正確性や完全性について、製品に関していかなる種類（明示、黙示、または法令）の保証も行わない。

14.4 本節は、買主が記録できる以下の情報には適用されない：(i) 公知の情報、(ii) 開示時点で買主に知られている情報、(iii) 買主が、機密保持を条件とせず第三者から合法的に得た情報。

15. 譲渡

買主の権利の譲渡または義務の委任は、当該の譲渡や委任が書面である場合、および当該の譲渡や委任に関して売主が書面による事前承認を提供する場合を除き、有効とはならず、拘束力を持たない。

16. 準拠法

本契約の諸条件、その解釈、および本条件により発生する、または本条件に関連する契約上の義務または契約によらない義務は、法の抵触の原則に関わりなく、売主（すなわち、本契約を締結した関連会社、子会社、または持ち株会社）が登記上の事務所を有する国の法律を準拠し、それによって解釈されるものとする。本契約の諸条件により直接または間接に発生した紛争は、売主が登記上の事務所を有する地域を管轄する正当な管轄権を有する裁判所によってのみ解決されるものとする。

17. 法令遵守、腐敗防止法、輸出管理

17.1 本契約の下で売主が供給した製品は米国（U.S.）、国際連合（UN）、欧州連合（EU）、英国（UK）、または適用法に従う輸出国の法令と規制に基づく輸出管理の対象となる可能性がある。かかる法律および規制には、米国商務省産業安全保障局（「BIS」）が管理する米国輸出管理規則（「EAR」、15 C.F.R. Parts 730-774）、米国国務省防衛貿易管理局（「DDTC」）が管理する国際武器取引規則（「ITAR」、22 C.F.R. Parts 120-130）、および米国財務省外国資産管理局（「OFAC」）が管理する米国経済制裁法および規制が含まれますが、これらに限定されない。適用法で別途要求されない限り、買主は、売主の製品の輸出、再輸出、移転、および使用に関する当該の法令と規制に従うものとし、U.S.、UN、EU、UK、および現地の許可、認可、またはライセンスを取得する。買主と売主は、それぞれ、他方当事者に、認可、許可またはライセンスの確保に関連して他方から合理的に要求されるように、情報、証明文書、および支援を提供する事に合意する。本節に基づく買主の義務は、本契約の終了または満了後も存続するものとする。

17.2 買主は、買主またはその役員、取締役、代表者、株主のいずれも、BIS エンティティリストまたは未検証リスト、OFAC 特別指定国民および資産凍結者リスト（「SDN リスト」）、DDTC 除外者リストを含むがこれらに限定されない、米国政府の制限対象者リストまたは同等の米国以外の政府リストに指定されていないことを表明する。

17.3 買主は、製品およびその使用に関連して、米国の海外腐敗行為防止法、英国の贈賄防止法、EU、経済協力開発機構（OECD）、および欧州評議会の贈賄防止規則を含むがこれらに限定されない、適用されるすべての国内および国際贈賄防止法を遵守するものとする。前述の一般性を制限することなく、買主は、ビジネスを獲得または維持する目的、または不正な利益を得る目的で、政府または政府機関の職員、代理人、または従業員、政府所有の企業または組織、政党またはその役員、従業員、代理人、または政治職の候補者を含む、いかなる個人、企業、または組織に対しても、直接的または間接的に、あらゆる形態の賄賂、キックバック、その他の不正な支払い、または金品の要求、受領、支払い、または提供を行ってはならない。

- 17.4 買主は、米国、国連、EU、英国、またはその他の政府により認可されていない国のボイコットを支持するとみなされる製品に関するいかなる行動も、適用法に基づき行わず、また、売主または売主の関連会社がかかる法律、規制、またはその解釈に違反する危険にさらされるいかなる行動も行わないものとする。前述の一般性を制限することなく、購入者は、アラブ連盟によるイスラエルのボイコットを含むがこれに限定されない、かかる認可されていないボイコットに従う、または実施することを目的とした情報または文書の提出を売主に要求しないものとする。売主は、かかる要求を拒否し、適用法の規定に従い、かかる要求の受領を報告するものとする。
- 17.5 売主は、本製品が適用法に準拠していることについて、いかなる保証または表明も行わない。買主は、本契約に基づく義務を履行するために必要なすべてのライセンス、許可、認可、同意、および許可を保有し、有効に維持するものとし、買主が政府機関との契約に関連して本製品を購入する場合、買主は、下請業者に課す義務を含め、当該契約の条件を遵守する責任を単独で負うことを認める。
- 17.6 買主は、政府や該当する規制当局により要求されるライセンス、許可、および承認（製品の包装に適用されるリサイクルプログラムや回収プログラムを含む）をすべてを取得するものとし、法令および規制に基づいて、製品が使用または展開される地域の政府やそれ以外の規制当局の適用されるすべての法令、規則、規制、方針、および手順、ならびに製品の使用、販売、貸出、購入、破壊、および流通に対し適用される要件を遵守するものとする（総称して「適用法」という）。上記に関して売主に対し第三者による申し立てがある場合、買主は、その申し立ての解決に必要なすべての情報および支援を提供するものとし、買主は当該の第三者による申し立てに対して、売主を補償し、損害を与えないものとする。売主は、企業としての誠実さにおいて最高基準を維持するよう努める。買主に商慣行に関する懸念がある場合、売主に報告しなければならない。買主は、当該のあらゆる適用法および/または売主の方針の不遵守は本契約の重大な違反とみなされ、売主は、（法律上または衡平法上で売主が持ちうる他の救済に加えて）本契約を終了する権利を有することを認める。買主は、本節の買主の義務への違反に対し、売主を補償し、防御するとともに、損害を与えないことに同意する。
- 17.7 買主は、本条件に基づく製品の販売に関与したすべての国のあらゆる輸出入関連法を遵守するものとする。買主は、いかなる政府の輸入通関を必要とする物品の出荷に関して一切の責任を負う。売主は、政府機関が物品に対しアンチダンピング税や相殺関税またはその他の罰金を課した場合、売主は本条件を終了することができる。

売主が本第 17 条のいずれかの規定に違反した、または違反する可能性があると合理的に判断した場合、売主は関連する取引の状況を調査することができ、買主は当該調査に全面的に協力するものとする。当該調査中、売主は買主に対し製品または関連する技術もしくはサービスを提供する義務を負わず、また、買主が関与する取引もしくは契約を促進するためにその他の行為を行う義務も負わない。また、売主による当該停止または猶予は、本条件が適用される取引またはその他の取引に関連する売主の義務違反を構成するものではない。

免税輸入

- (a) 製品が FAR 52.225-8 または DFARS 252.225-7013 に従って免税輸入の対象となる場合、買主はかかる適格性を判断し、免税を請求するために必要なすべての書面による通知と支援を売主に適時に提供する責任を負うものとする。
- (b) 買主からの適切かつタイムリーな通知があった場合、売主は、対象製品の免税輸入を取得するために買主に協力するために商業的に合理的な努力を払うものとする。
- (c) 売主は、買主が免税資格を取得できなかったことに起因する費用、手数料、または遅延について一切の責任を負わないものとする。この手続きは、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に基づく免除には適用されない。

17.8

18. サイバーセキュリティと情報セキュリティ

- 18.1 情報セキュリティプログラム。買主は、(i) 売主の機密情報のセキュリティおよび機密性を確保すること、(ii) 当該情報のセキュリティまたは完全性に対する予測される脅威または危険から保護すること、および (iii) 当該情報への不正アクセスまたは不正使用から保護することを目的とした、適切な管理上、技術上、および物理的な保護手段を含む包括的な情報セキュリティプログラムを維持するものとする。買主の情報セキュリティプログラムは、業界で認められている慣行と同等以上の厳格さを備え、適用されるすべての法令および規制を遵守するものとする。
- 18.2 セキュリティインシデントの通知。買主は、売主の機密情報に関連するセキュリティ侵害または不正アクセス（以下「セキュリティインシデント」）が実際に発生した場合、または合理的にその疑いがある場合、速やかに売主に書面で通知するものとする。当該通知には、セキュリティインシデントが売主に及ぼす影響（既知の場合）および買主が既に講じた、または講じる予定の是正措置について、合理的な詳細を記載するものとする。買主は、セキュリティインシデントを是正するために速やかに是正措置を講じ、売主が合理的に要求するセキュリティインシデントに関する情報を売主に提供することに同意するものとする。
- 18.3 セキュリティ評価。売主からの合理的な要請に基づき、買主は売主に対し、売主の情報セキュリティに関する質問票への回答および合理的に要求される文書の提供を含め、買主の情報セキュリティプログラムに関する情報を提供するものとする。買主は、売主が特定した脆弱性、セキュリティリスク、または買主の情報セキュリティプログラムへの不遵守を、商業的に合理的な期間内に是正するものとする。
- 18.4 システムアクセス。購入者が売主のシステムまたはネットワークへのアクセスを許可された場合、購入者は以下の義務を負うものとする。(i) 当該システムへのアクセスは、本条件に基づく義務の履行に必要な範囲に限定する。(ii) 当該システムへのアクセスが必要な、許可された担当者のみアクセスを許可する。(iii) 当該システムへのアクセスに使用される資格情報が漏洩した場合は、直ちに売主に通知する。(iv) 当該システムへのアクセスが不要になった場合は、資格情報を無効化できるよう速やかに売主に通知する。

19. データ保護とプライバシー

19.1 定義

「データ保護法」とは、データ保護、プライバシー、および情報セキュリティに関する適用可能なすべての法律、規制、および拘束力のあるガイダンスを意味し、これには EU 一般データ保護規則（GDPR）、カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）、およびあらゆる法域における同様の法律が含まれますが、これらに限定されません。「個人データ」とは、特定された、または特定可能な自然人に関するあらゆる情報を意味する。

19.2 データ保護法の遵守

各当事者は、本条件に基づく義務の履行にあたり、適用されるすべてのデータ保護法を遵守するものとする。買主が売主に代わって個人データを処理する場合、買主は以下を行うものとする。(i) 売主の文書化された指示に従ってのみ当該個人データを処理する。(ii) リスクに応じたセキュリティレベルを確保するための適切な技術的および組織的措置を実施する。(iii) 個人データの処理を許可された担当者が機密保持に尽力していることを保証する。(iv) 売主の事前の書面による同意なしに下請け処理者を雇用しない。(v) データ主体からの要求への対応において売主を支援する。(vi) 適用されるデータ保護法に基づくセキュリティ、違反通知、影響評価、および協議義務の遵守確保において売主を支援する。(vii) 売主の選択により、サービス提供の終了後にすべての個人データを削除するか売手に返却する。

19.3 データ所有権

個人データとみなされるか否かを問わず、売主が買主に販売した製品に関連するプロセスデータ、パフォーマンスデータ、運用データ、その他のデータ（ただしこれらに限定されない）（総称して「製品データ」）は、売主が独占的に所有するものとする。買主は、かかる製品データに関す

るすべての権利、権原、および権益を売主に譲渡するものとする。売主は、買主に対し、製品を本来の目的で使用するのに必要な範囲に限り、製品データにアクセスし、使用するための限定的かつ非独占的なライセンスを付与する。

19.4 データセキュリティ侵害の補償

買主は、本条件または適用されるデータ保護法に基づくデータ保護、プライバシー、またはセキュリティ義務の購入者による違反から生じる、またはそれに関連する、あらゆる種類の損失、損害、責任、欠陥、訴訟、判決、和解、利息、裁定、罰則、罰金、費用、経費（合理的な弁護士費用を含む）から、販売者とその関連会社、承継人、譲受人、およびそれぞれの役員、取締役、従業員、代理人を弁護し、補償し、免責するものとする。

19.5 存続

本第 19 条に基づく義務は、買主が売主の機密情報または個人データを保有している限り、本条件の満了または終了後も存続するものとする。

20. 健康・安全に関する諸法規の遵守

売主は、買主に販売した製品に関する安全性データシート（「SDS」）を買主に提供する。買主は、一部の製品について、取扱いや処理の際に各種の法令と規則に基づく危険性物質や危険物となる可能性について了解する。買主は、製品、その処理と用途、および製品が出荷される容器に関する危険性について（売主へのさらなる依存なしに）周知徹底することに合意する。買主は、SDS で特定される危険性や買主の調査により発見された危険性に関し、SDS の受領、その従業員への通知と訓練、およびその顧客に対し適切な警告と指示を行うことを法律で義務付けられている全当事者に SDS を提供する事を合意する。買主は、廃棄物とリサイクルに関する適用法令に従い、使い捨て包装を含む全製品の使用により生じる廃棄物と残渣の管理と処分を適切に行うことに合意する。

21. 電子商取引

買主は、パスワード、アクセスコード、または売主により買主に発行された類似の認証情報を共有してはならず、売主は、当該認証情報の停止や取り消しを行う権利を留保する。買主は、その発注プロセスのセキュリティと完全性を確保する責任を単独で負う。売主によりインターネットサイトや電子通信を介して提供された情報は、(i) 予告なく修正や変更されることがあり、および、(ii) 製品の購入や販売に関連する個別取引を推進する目的で、買主の単独使用を目的として提供される。売主は、インターネット、E メール、またはそれ以外のコンピュータによる電子的コミュニケーション手段を利用して行われる製品の購入に対して電子請求書を発行できる。また、請求書が書面にて配達された場合は当該請求書を有効とみなすことに合意する。

22. 国防優先順位および割り当てシステム (DPAS) 要件、政府契約

22.1 売主は、買主の発注書に国防優先順位および割り当てシステム (DPAS) 格付けが示されている場合、DPAS 規則 (15 CFR Part 700) を受諾し、遵守するものとする。DPAS 規則に従って、すべてのレーティングされた発注書は、スケジュールおよび履行において優先順位が付けられるものとする。

22.2 優先格付けのフローダウン：売主は、買主の格付けされた注文を満たすために必要な品目入手するために、必要に応じて、すべての層のサプライヤーおよび下請業者に DPAS 格付けおよびすべての必須要件をフローダウンするものとします。

- 22.3 遅延の通知：売主は、評価対象注文の納期を遵守できない場合、直ちに買主に通知するものとする。当該通知には、遅延の理由を記載し、新たな納期を通知するものとする。
- 22.4 記録の保管：売主は、15 C.F.R. § 700.92 の規定に従い、DPAS 評価の注文に関連するすべての取引の記録を保管するものとする。
- 22.5 DPAS 要件の不遵守に関する売主の責任は、影響を受ける注文の金額を上限とする。売主は、DPAS コンプライアンス問題に起因する結果的損害、間接損害、または特別損害について、いかなる場合も責任を負わないものとする。売主は、売主の商業生産システムまたは配送システムに不当な変更を必要とする評価済み注文を拒否する権利を留保する。
- 22.6 買主は、発注時に、当該購入が米国政府の契約または下請け契約を支援するものであるかどうかを書面で特定し、売主に遵守を求めるすべての FAR および DFARS 条項を明記するものとする。かかる書面による通知がない場合、売主は FAR および DFARS の要件を遵守する義務を免除されるものとする。
- 22.7 売主は、買主の注文書に明示的に記載されている、必須のフローダウン条項である FAR および DFARS 条項のみを遵守することに同意するものとする。追加条項については、注文受諾前に両当事者間で書面による交渉および合意を行わなければならない。買主は、売主の製品が書面による明示がない限り、FAR 2.101 に定義される「商用品」として提供されることを承認し、同意するものとする。したがって、FAR 52.244-6 および DFARS 252.244-7000 に規定されている FAR および DFARS 条項のみが適用されるものとする。すべての製品は、FAR 2.101 に定義される市販既製品（COTS）および／または商用品である。書面による明示的な合意がない限り、製品のカスタマイズ、変更、または開発によってこの指定が変更されることはない。
- 22.8 本条件と FAR または DFARS 条項との間に矛盾が生じた場合は、FAR または DFARS 条項が必須であり当事者の合意によって変更できない場合を除き、本条件が優先するものとする。
- 22.9 FAR または DFARS 条項のいかなる規定も、本条件に定める制限を超えて売主の責任を拡大するものではない。売主は、書面による明示的な合意がない限り、FAR または DFARS 条項に含まれる無制限の責任規定を明確に否認する。
- 22.10 売主は、FAR 52.244-6 および DFARS 252.244-7000 で特定されている商用品目に対する必須のフローダウン条項を除き、FAR または DFARS 条項をサプライヤーにフローダウンする必要はない。
- 22.11 政府契約または下請け契約に関連して販売される製品については、政府契約の要件にかかわらず、売主の全責任は請求の原因となった特定の製品の価格に限定されるものとする。

23. 一般条項

履行または交渉の過程、商慣習、または従前の書面または合意のいずれも、本条件を適格とする、説明する、または補足するために使用してはならないものとする。本契約の条項の全体またはその一部が無効である場合、その無効はそれ以外の条項に影響を及ぼさないものとし、法律で認められている最大限の範囲で強制可能とされるものとする。本条件は、本契約の両当事者と各々の承継人および許可された譲受人の利益のみに帰するものであり、本条件の下で、または本条件を理由として、明示的または黙示的な、他の個人または事業体に対して法的または衡平法上の権利、またはいかなる性質の救済も付与することを意図せず、または付与しないものとする。

24. 権利放棄

本契約の規定に関する売主による一切の権利放棄は、売主が署名した書面により明示的に定められた場合を除き、有効とはならない。本条件により生じる権利、救済、権限、または特権を行使しないこと、または行使の遅延は、本条件に関する権利放棄とはみなされず、また権利放棄として解釈することもできない。本契約上の権利、救済、権限、または特権に関する単独もしくは部

分的な行使は、本契約に関するそれ以外の行使もしくは将来の行使、またはそれ以外の権利、救済、権限、もしくは特権の行使を妨げない。

25. 通知

通知、要求、合意、申し立て、要請、権利放棄、またはそれ以外で本契約に基づく通信（それぞれを「通知」とする）のすべては、書面で行うものとし、売主の注文請書の文面上に定められた住所で当事者を宛先とする、または受領当事者が書面にて指定することができるそれ以外の住所を宛先とするものとする。全通知は、手交、国家認定の翌日配達便（全料金前払い）、ファクシミリ（送信確認機能付き）、または配達証明郵便や書留郵便（いずれの場合も郵便料金前払いの配達証明書付き）にて配達するものとする。本条件で特に指定のない限り、通知は、(a) 受領当事者の受領時、および (b) 通知を行う当事者が本項の要求を遵守している場合にのみ有効となる。

26. 雑則

- 26.1 本条件は、本契約の主題に関する両当事者間の完全な理解であり、書面または口頭かに関わらず、両当事者間の従前のすべての合意に優先するものとする。
- 26.2 買主は、集団訴訟または代表訴訟としてではなく、買主の単独の能力においてのみ、売主に対する紛争や申し立てを提起することができる。
- 26.3 本契約において (i) 両当事者間のパートナーシップを創出する、(ii) 一方当事者が他方当事者を代理人として任命する、または (iii) 一方当事者が他方当事者に委託または入札の権利を付与する条項はない。
- 26.4 以下の条項は、本契約の終了もしくは満了後も存続するものとする：支払条件、知的財産権、守秘義務、保証の排除、補償、賠償責任、雑則、および、その性質から終了または満了後も存続するよう意図された追加条項のすべて。